

## 〔文献紹介〕

Alessandra Annoni and Serena Forlati eds.,  
*The Changing Role of Nationality in International Law*,  
 (Routledge, New York, 2013, xv + 223 pp.)

吉 原 司

国籍 (nationality) は、個人の特定国家への帰属を示す機能を有する。このことは、ある者がその本国の統治権に服することを意味すると同時に、その者が本国の保護を受けることも意味する。また、国際的な文脈において、国籍は本国による外交的保護権行使の前提となる。

一方で、国際法における個人に係る規律事項の増大及び人権保障などの個人の権利・義務に係る諸規則の増大を踏まえれば、以上のような国籍に関する理解についても変容を迫られる可能性はあるといえよう。したがって、国籍の概念及び機能について再検討することによって、その現代的意義が新たに見出される可能性も否定できない。

本書は、Catanzaro 大学 (イタリア) 国際法研究員 Alessandra Annoni 及び Ferrara 大学 (イタリア) 准教授 Serena Forlati を編者とし、国籍に関する 11 の章立てされた論説から構成され、一見すると論文集のような形態を採る。但し、「序」から「結論」に至るように構成されており、国際平面における国籍について可能な限り網羅的に考察することを試みているともいえよう。

それでは、以下で本書の紹介を試みたい。

\* \* \*

「序 (Preface)」では、国籍が、国家と個人の法的関係など、いくつかの面で極めて重要な役割を果たし、また、いくつかの法体系で取扱われてきたとする。そ

の上で、国籍の付与・喪失といった、これまで国内管轄とされてきた事項の要件が変容し、国民 (nationals) とそうでない者 (non-nationals) についての取扱いの区別<sup>1)</sup>が克服されつつある現状に言及する。編者は、それらの変容には、国際人権法の影響があることを強調する。同時に、本書においても、その影響を踏まえ、主に個人という観点から国籍を扱うとする。

第1章 *Staatsvolk and homogeneity From Weimar to the Maastricht decision of the German Federal Constitutional Court and beyond* (Holger P. Hestermryer) では、著者は、ワイマール期から現在に至るまでの国民 (Staatsvolk) と「同質性 (homogeneity)」という概念の関係について、とりわけ、1993年10月12日のマーストリヒト条約判決 (ドイツ連邦憲法裁判所) において、国民が国家権力の淵源として位置づけられたことを基に考察した上で、当該判決から導かれる「同質性」の意義に疑義を呈する<sup>2)</sup>。第2章 *Nationality as a human right* (Serena Forlati) では、著者は、国際法において国籍に対する個人の権利が確立されているか否かを考察する。著者は、チュニス・モロッコ国籍法事件勧告的意見以来、国籍の付与・喪失といった事項については国内管轄とされ、現在もなおその位置付けは変わらないものの、国際文書や人権裁判所などでの事例の蓄積によって、国家の裁量は制限され、個人の権利として位置付けられつつある状況を示す。第3章 *Statelessness in the context of state succession: an appraisal under international law* (Francesco Costamanga) 無国籍の取扱いについても、先述してきたように、国内管轄事項とする考え方が根強い。著者は、そのような状況でもとりわけ、国家承継に関連して生じる無国籍に焦点をあて、不十分とはいえ、国際法委員会での関連する草案作成 (未発効)、欧州評議会の無国籍に関する条約またはいくつかの事例によって、無国籍に関する国家の責任や個人の権利が明確にされてきたとする。第4章 *Nationality of individuals in public international law: a functional approach* (Alice Sironi) では、著者は、国籍の第一の機能を「国民による国籍の保

- 
- 1) 本来は、“nationals”を「在留する国の国籍を有する者」、 “non-nationals”を「在留する国の国籍を有さない者」とすべきだが、便宜上、このように扱った。
  - 2) なお、10 *Nationality and regional integration: the case of the European Union* (Pierluigi Simone) では、この議論とは反対に、EC裁判所でのいくつかの事例などの考察から、「EU市民権」概念の役割の増大及びそれに伴う国籍の役割の低下について言及する。

有」とし、代表的な例として外交的保護を挙げる。次に、第二の機能を国家の紛争処理手続への参加とする。著者は、他の論説と同様、国籍の付与・喪失といった事項については国内管轄とされ、現在もなおその位置付けは変わらないとしながらも、ICSID の事例を例にとり、紛争処理機関の管轄権の有無を決める際に関連する国内法が解釈されることから、国内法が国際平面においては単なる「事実」であるという伝統的な見解は変容しているとする。また、米州人権裁判所の事例を例にとり、本案のような実体的側面の審理においても、国籍に関する国内法が解釈されている点に着目する。さらには、多様な国籍から構成される国際組織の職員に関する考察などから、「真正な結合 (genuine link)」は国の権限を制約する国際法の一般原則として考慮されるべきではないが、国籍に関する諸規則の適用に資するものと評価する。第 5 章 Nationality and diplomatic Protection: a reappraisal (Annemarieke Vermeer-Künzli) では、著者は、国籍継続の原則の変化が外交的保護における国籍の役割にもたらした変化に着目した上で、国籍という「紐帯 (bond)」は、移民や、既に国籍を有する者の新たな国籍取得によって弱められており、従来の伝統的な見解は的確ではないと指摘する。また、国際法委員会の作成した外交的保護条文において、国籍国でない国が、無国籍者、難民及び船員に対して保護権行使が可能であることから、外交的保護における国籍の排他性 (exclusivity) が弱められたと指摘する。第 6 章 Nationality and freedom of movement (Francesca de Vittor) では、著者は、国際移動を規律する包括的な国際レジームが欠如する中で、移動の自由という個人の権利と主権とを規範的な意味でいかに均衡させるかについて、自由権規約及び欧州人権条約の関連規定を基に考察する。具体的には、国家による追放禁止の対象範囲について、国民から永住者のような特定の地位を付与された外国籍の者までの拡大または違法移民なども含む入国管理政策の正当性を考察した上で、外国人受け入れの可否の基準について国家が管理する権利が国際法によって制約されると指摘する。第 7 章 Nationality and political rights (Delia Rudan) では、著者は、無国籍者の地位に関する条約の最終草案から無国籍者の政治的権利についての規定が削除されたことなどを根拠に、国家の裁量の下に国籍の有無が政治的権利 (選挙権・被選挙権) を認める重要な基準として機能している現状を示す。一方で、とりわけヨーロッパにおいて一定期間の居住という要件を満たすことで、地域レベルでの選挙権を認める事例、地域レベルでの政治参加を認める条約や国際機関の発する関連する勸

告などによって、政治的権利が外国籍の者に対して認められる傾向が存在するとする。第8章 Nationality and social rights (*Alessandra Annoni*) では、著者は、社会権の内容には、労働の権利、望ましい労働条件を享受する権利、労働組合の結成・加入の権利、健康への権利及び社会保障の権利が含まれるとした上で、様々な条約や関連する事例を参照し、当該権利がすべての者に等しく享受されるべきものとしながら、実際には、国際法によっては、合理的・客観的基準によるのであれば、国民 (nationals) とそうでない者 (non-nationals) についての区別が妨げられてないと指摘する。また、国民でない者については、一定の社会権を享受する法的資格を確保することが最終的な目標ではなく、当該権利の周知など、さらなる積極的な行動が必要とされるとする。第9章 Determining the nationality of companies in ICSID arbitration (*Giulia D'agnone*) では、著者は、会社の国籍を決定する形式的基準 (設立準拠法国・本拠地所在国) と実体的基準 (現実の経済活動など) について、ICSID 条約第25条「他の締約国の国民」及び関連する外交的保護に係る諸規則を対象として考察し、これらの基準の緊張関係を事例を引きながら示した上で、外交的保護の概念を残余的に適用する余地を残す第25条の新たな解釈を提示する。第12章「結論 (Conclusions)」(*Francesco Salerno*) では、著者は、これまでの論説を総覧する。その中で、個人の移動に係る流動性の高まりにあって、国籍の付与・喪失が国内管轄事項であるが故に、重国籍の問題が生じ、外交的保護権行使の基準が問題となり、このことに国際法委員会などが対応してきた (結果として、「真正な結合」理論は採用されていない) ことによって、国家管轄という範囲を侵食する形で変容を遂げてきたとする。また、このことは人権保護という側面、例えば、無国籍者の発生防止において、国際法に変容を迫るものとして存在し、国籍が基本的人権の一部として解釈されることを導き出したとする。さらに、その相互作用として、このような国籍概念の変容が、EUを含む国内に影響を与えたとするのである。<sup>3)</sup>

\* \* \*

以上が本書の概略及び紹介である。以下で、本書の意義と問題点を若干指摘す

---

3) 第11章 The evolving role of nationality in private international law (*Pietro Franzina*) については、能力的な問題もあり、割愛した。

ることとしたい。

伝えきれないことも多かろうが、本書の意義として第一に取り上げるべき点は、多くの著者から構成される論文集のような側面があるとはいえ、国籍の歴史的な考察から、現代に至るまでの非常に長い期間にわたって考察の対象範囲とした点である。その点について一貫していることは、本書の結論部分を参照すれば明らかである。国民国家の誕生が、国籍という概念の登場と、その付与・喪失について国家管轄事項として位置付けられたことに密接に関係しており、社会の変容に伴い、とりわけ、個人の移動など、流動性が高まるにつれ、徐々に国際法の文脈においても、単なる事実としてではなく、規律すべき事項に変容したことが明示されている。

考察対象となった事項の範囲の広さも特筆すべきものがある。外交的保護に代表される、伝統的に国籍が深く関係する事項から、国籍と国民の関係、EUにおける国籍と市民権の関係、人権、投資紛争など、一見したところ、各分野との関連性も含め、一冊の書籍にまとめるのが困難と思われるような事項が取扱われている。加えて、これらの事項が取扱われた論説のすべてにおいて、国籍の伝統的性格を踏まえた上で、その現代的展開と結び付けられている点については、本書の構成が相当入念なものであったことがうかがわれる。<sup>4)</sup>

本書では国籍が考察の対象であるが、その考察において、国際法と国内法の相互浸透と見受けられる言及がある。第二に取り上げるべき点は、以上のような、国際法の変容を司るダイナミクスをある程度体系化して示している点である。国民国家の誕生から現代に至るまでの国籍概念について、国際平面に限らず、国内平面に係る考察をすることによって、国際法の変容の過程が明確にされるとともに、編著者の国際法観が説得的なものとして描かれている。

しかしながら同時に、本書について若干の問題点も提起しておかねばならない。第一に、考察対象の欠落がみられることである。考察対象となった事項の範囲の広さが特筆すべきものであったとはいえ、国籍の役割の変容について国際法上の

---

4) とはいえ、EUに係る論説を除けば、取扱われた時間的・事項的の範囲に特段の目新しさがあるというわけではない。取り上げられた論点の多くは、我が国でも既に指摘されている。例えば、大沼保昭「国籍とその機能的把握」寺沢一＝内田久司編『別冊 法学教室 国際法の基本問題』（有斐閣、1986年）173-179頁。

事項を扱うとなれば、船舶や航空機といった、個人の取扱いとともに主要な事項について、本書では取扱われていない。確かに、個人に焦点をあてた上での編著者の議論は説得的であったと考えられる。しかしながら、本書でもポイントとなる社会の変容や流動性の問題は、まさに船舶や航空機にもあてはまることであって、かつ、投資の文脈で会社が扱われていることなども考慮すると、これらの事項が本書の構成として扱われないことについては、疑問が残るところである。

第二に、国際法上の国籍概念の変容が、例えば、外交的保護に影響を与えることは、外交的保護条文だけを見ても明らかである。しかしながら一方で、その影響を受けた外交的保護を改めてどのように法的に位置付けるかについては明確にされていない。そのような影響が個人救済に資するとしても、それでは外交的保護の国家性はいかなる変化をしたのか、または権利としての外交的保護の性格はいかなる変化をしたのか、あるいは外交的保護をどのように再定義するかなどについては、明示はされていない。<sup>5)</sup> 他の論説においてもあてはまるが、国籍に関連する国際法がどのように再構成されるのかについての説明が、十分になされているとはいえない。

以上指摘した点は、編著者が取扱った問題の大きさ及び複雑さを浮き彫りにするにすぎない。おそらくは、編著者は十分に認識していたに違いない。むしろ、そのような問題を扱ったことについて、高く評価されるべきである。本書が、今後国際法における国籍の問題だけでなく、周辺領域の問題の議論の進展に大いに貢献するであろう。

(付記) 野嶌一郎先生の退職にあたり、本紹介を捧げる。野嶌先生には、公私共にお世話になり、また、多くの時間を共有していただいた。この場を借りて謝意を表したい。

---

5) この点に関連して、「真正な結合」理論の果たす新たな役割については、本書の第4章を参照。